注意喚起文書

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るご注意

●コインチェック株式会社（以下「当社」といいます。）が取り扱う暗号資産関連店頭デリバティブ取引（以下「本取引」といいます。）は、契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対して、訪問又は電話による勧誘はできない取引となっています（不招請勧誘の禁止）。

●本取引は、当社がお客様の相手方となって暗号資産関連店頭デリバティブ取引を成立させるサービスですが、暗号資産の価格の変動により損失が生じることがあります。

●本取引は、証拠金率の設定状況、急激な価格の変動、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいこと等により、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。なお、本取引は、証拠金の元本及び利益が保証されたものではありません。

●お取引の内容等、ご相談や苦情等につきましては、当社「お客様相談窓口」又は、以下の窓口にお申し出いただくこともできます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号 ０１２０-６４５-００５

●本書面のみでなく、本取引の仕組み、内容及びリスクを十分に把握し、ご理解いただいた上で、ご自身の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断した場合にのみ、ご自身の責任と判断でお取引くださいますようお願いいたします。

Coincheckレバレッジ
（暗号資産関連店頭デリバティブ取引）
取引説明書
（兼　契約締結前交付書面）

本取引を行うに当たっては、本書面の内容を熟読し、十分にご理解ください。

本取引は、取引対象である暗号資産の価格変動により損失が生じるおそれがあります。本取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、本取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面及び本書面とともに交付される「Coincheckレバレッジ（暗号資産関連店頭デリバティブ）取引利用規約」（以下「本レバレッジ規約」といいます。）の内容を熟読し、本書面のみでなく、本取引の仕組み、内容及びリスクを十分に把握し、ご理解いただいた上で、ご自身の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断した場合にのみ、ご自身の責任と判断でお取引くださいますようお願いいたします。

なお、法人のお客様は、本取引をご利用いただけません。

本書面は、金融商品取引法第37条の3及び一般社団法人日本暗号資産等取引業協会が定める暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則第8条第1項及び第10条の規定に基づきお客様に交付する書面であり、金融商品取引法第2条第22項第2号に規定する店頭デリバティブ取引のうち、暗号資産の価格を参照してお客様と当社の間で行われる暗号資産関連店頭デリバティブ取引である本取引について説明するものです。

本取引のリスク等重要事項について

Ⅰ　暗号資産は、本邦通貨または外国通貨ではありません。

Ⅱ　当社の取り扱う暗号資産は、特定の者によりその価値を保証されていません。

Ⅲ　本取引は、暗号資産の価格を指標として参照する取引であるため、当該暗号資産の価格の変動により、お客様に損失が生ずるおそれがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託する証拠金の額と比して大きいため、かかる取引価格の変動により、当該損失額が、お客様が預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。

Ⅳ　暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り、代価の弁済のために使用することができます。

Ⅴ　市場動向や取引量の変化等により、本取引の需給バランスの変化や参照指標となっている暗号資産の現物取引における需給バランスの変化、他の市場の動向その他の予期せぬ事象や特殊な事象等による影響で、相場が急変したり、値動きの状況により注文が約定しなかったり、あるいは注文受付を中断したりすることなどにより、お客様が意図した取引ができない可能性があります。

Ⅵ　本取引の取引システムまたは当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認及び取消し等が行えない可能性があります。

Ⅶ　暗号資産は、サイバー攻撃等により、全部または一部を消失する可能性があります。また、その結果、お客様の意図した取引が行えない、または意図しない取引（価格の配信が停止し再開される場合において停止前と再開後の価格が異なるなどにより強制的にロスカット取引が実行される場合を含みます。以下同じです。）が成立する可能性があり、当該損失額が、お客様が預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。

Ⅷ　外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、委託先、カバー取引先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、お客様に損失が生じる可能性があります。また、その結果、お客様の意図した取引が行えない、または意図しない取引が成立する可能性があり、当該損失額が、お客様が預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。

Ⅸ　ロスカット取引の実行等により、お客様の意図した取引が行えない、または意図しない取引が成立する可能性があります。また、ロスカット取引は、一定間隔で確認して実行されるものであり、必ずしも証拠金維持率が一定の敷居値を下回ったからといって直ちに実行されるものではありません。そのため、相場が急激に変動した場合等には、証拠金を上回る損失が生じる場合があります。

Ⅹ　お客様からお預かりした金銭は、金融商品取引法の規定に基づき、当社の固有財産との区分管理義務が課されており、日証金信託銀行株式会社へ金銭信託を行う方法により自己資金とは区分して管理します。詳しくは、「18．利用者財産の安全管理」をご参照ください。

Ⅺ　本取引では、取引所手数料その他の手数料を頂戴いたします。詳しくは、「14．手数料（消費税含む。）」をご参照ください。

Ⅻ　当社は、お客様との取引から生じる価格変動リスクを回避するため、カバー取引を行っております。当社のカバー取引先は以下のとおりです。

・B2C2 Overseas limited（Cryptocurrency liquidity providers)

（監督当局 KY:CIMA（Cayman Islands Money Authority））

・LMAX Broker Limited（Broker）

（監督当局 UK:Financial Conduct Authority）

・HIDDEN ROAD PARTNERS CIV (BVI) LTD（Prime Broker / Cryptocurrency liquidity providers)

（監督当局 BVI:British Virgin Islands Financial Services Commission）

XIII　本取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定の適用はなく、クーリングオフの対象とはなりませんのでご注意ください。

※本取引に係るリスクについて、詳しくは、「17．本取引におけるリスク」をご参照ください。

取引内容の説明

本取引に関して用いられる用語は、別紙１に記載の意味を有します。

1．暗号資産とは

暗号資産とは、日本円や米ドルなどの法定通貨に対し、特定の国家及びその他の者による価値の保証を持たない資産であり、暗号を使用した「交換するための媒体」で、オンラインサービス上で経済活動を行うことが可能な価値を持つ形のない"仮想"の資産です。暗号通貨の一種であり、デジタル通貨とも言われます。代表的な暗号資産として、ビットコインなどが挙げられます。

ビットコインは、初めての分散化された暗号資産と言われています。また、ビットコイン以外の暗号資産をオルトコインと呼び、暗号資産は、ビットコインとオルトコインを指します。

2．取引の種類

本取引は、金融商品取引法第２条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、原資産を暗号資産とする指標先渡取引となります。

3．取引方式

本取引は、お客様の取引注文について、当社が相手方となり取引が成立する店頭取引です。本取引では、現物の受渡しを行わずに、事前に取引金額の一部を証拠金として当社に預託いただいた上で暗号資産の売買を行い、売買の目的となっている銘柄の売却または買戻しをした際に、売買価格差に相当する金銭を授受することのみにより決済します（差金決済取引）。

4．取引チャネル

スマートフォン（iOS・Android）によりインターネットで取引できます。なお、カスタマーサポート経由、メール、電話でのご注文は承ることができません。

なお、機種変更等により、ご利用のスマートフォンのOSをiOS・Android以外のOSに変更した場合、本サービスの操作（建玉の決済を含みます。）ができなくなります。この場合において、お客様が未決済の建玉の決済を希望するときは、当社へお申し出ください。当社がお客様に代わって、当社所定の時点で、当該建玉の決済を行います（お客様は当該決済のタイミングを指定できません。）。なお、当該決済は、未決済の建玉の全部を対象とするものとし、その一部のみを対象とすることはできませんので、ご留意ください。

5. 取引時間

メンテナンスの時間を除き、365日24時間取引可能です。

定期なメンテナンス時間はありませんが、臨時メンテナンスを事前に告知することなく実施することがございます。

※必要に応じて取引時間を臨時に変更する場合があります。

6．デリバティブ関連取扱暗号資産

当社が本取引において取り扱う暗号資産は、次のとおりです。

BTC/JPY・ETH/JPY・XRP/JPY

7．デリバティブ関連取扱暗号資産の概要及び特性

当社が本取引において取り扱う暗号資産の概要及び特性については、当社ウェブサイトの「取扱暗号資産の概要説明書」をご参照ください。

8．取引価格

「取引価格」とは、本取引（暗号資産関連デリバティブ取引）における取引の価格であり、当社が提示するものをいいます。当社は、お客様の注文に係る暗号資産の種類、当該暗号資産の価格変動、当該注文の数量及び市場変動による当社の財務リスク等を総合的に勘案し、取引価格を決定いたします。

当社は、お客様の注文時に、売買別にそれぞれ異なる取引価格を提示いたします。この価格差を「スプレッド」といいます。

お客様の注文時に取引画面に表示される取引価格は、参考価格として表示されるものであって、約定価格の決定方法は後記「11．注文の種類」の記載のとおりです。なお、スピード注文（後記「11．注文の種類」において記載するスピード注文を意味します。）の場合においては、相場の変動等により、お客様の注文時に取引画面に表示されていた取引価格と異なる価格で約定する場合があります。この価格差を「スリッページ」といいます。スリッページは、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

9．相場急変時等における注文受付及び約定処理の一時停止について

暗号資産の相場急変時や、他の暗号資産取引所等の状況に変更が生じたことなどにより本取引の取引価格に急激な変更が生じた場合その他本レバレッジ規約において定める事由が生じた場合には、該当する暗号資産に係る本取引の注文の受付又は約定処理を一時停止することがあります。当該注文又は約定処理の受付の一時停止後、お客様に安定的な取引環境を提供することができると当社が判断した場合は、当社は注文の受付又は約定処理を再開します。かかる一時停止後（及び一時停止からの再開後）のお客様の注文の取扱いについては、本書面の別紙2をご参照ください。

10. 注文数量と保有建玉数量の制限

本取引における注文数量の制限は、次の通りです。

暗号資産ペア	最小注文数量	最大注文数量	1日あたりの注文数量上限	最小注文単位
BTC/JPY	0.001BTC	当社が別途指定する数量	当社が別途指定する数量	0.001BTC
ETH/JPY	0.01ETH	当社が別途指定する数量	当社が別途指定する数量	0.01ETH
XRP/JPY	10XRP	当社が別途指定する数量	当社が別途指定する数量	10XRP

※最小注文数量とは、本取引（1件あたり）において有効な注文として受け付けられるために必要な最小の数量をいいます。

※1日あたりの注文数量上限とは、1日において、有効な注文として受け付けられる注文数量の上限をいいます。この上限の計算においては、建玉を増加させる注文に係る数量のみを合算します。

※最大注文数量とは、本取引（1件あたり）において有効な注文として受け付けられる最大の数量をいいます。

※最小注文単位とは、本取引において注文数量を指定する場合における数量の最小単位をいいます。

※当社は、「最大注文数量」について、必要に応じて一時的に変更する場合があります。

※本取引においてお客様が保有できる建玉の数量の上限は、次の通りです。

暗号資産ペア	保有建玉数量の上限
BTC/JPY	当社が別途指定する数量
ETH/JPY	当社が別途指定する数量
XRP/JPY	当社が別途指定する数量

注）各暗号資産ペアに係る最大注文数量、1日あたりの注文数量上限又は保有建玉数量の上限については、Coincheckレバレッジの手数料・数量制限をご参照ください。

11. 注文の種類

成行注文	価格を指定せず、暗号資産ペアと数量のみを指定する注文方法です。 成行注文の約定価格は、お客様が発注し当社が当該注文を受け付けた後、約定のために必要な処理をした時点の取引価格となります。
スピード注文	リアルタイムで提示されている取引価格をクリックすることで、任意のタイミングで発注する注文方法です。スピード注文はスリッページ幅を設定することができます。 【スリッページ幅】 スピード注文の約定価格は、当社が注文を受け付けた後、必要な処理をした時点の取引価格（以下「基準価格」といいます。）となりますので、スリッページが発生する場合があります。お客様は、注文の発注時に、許容するスリッページ幅（以下「許容スリッページ幅」といいます。）を設定することができます。 お客様が許容スリッページ幅を指定した場合において、注文時に取引画面に表示されていた取引価格と基準価格の差が、許容スリッページ幅を超えるときは、注文が失効し約定しません。 ただし、基準価格が注文時に取引画面に表示されていた取引価格よりお客様にとって有利な価格（買い注文の場合には、基準価格（売価格）より安い価格、売り注文の場合には、基準価格（買価格）より高い価格）である場合には、許容スリッページ幅にかかわらず、基準価格で注文が約定します。許容スリッページ幅を指定せずに、スピード注文を発注した場合には、お客様が想定していた価格と大きく異なる価格で約定する場合がありますので、ご注意ください。 いわゆる「両建」の機能はありません。 そのため、既存の建玉と反対サイドの注文を行う場合、既存の建玉の決済注文として処理されます。
指値注文	「指定した価格以下になったら買う」又は「指定した価格以上になったら売る」という条件付きの注文です。 指値注文の約定価格は、お客様が指定した価格となります。

逆指値注文	買い注文の場合は「指定した価格以上」、売り注文の場合は「指定した価格以下」になった時点で、指定の成行注文が発注される注文です。 成行注文を指定する場合の約定価格は前述の成行注文における記載をご参照ください。

※指値注文は、現行レートと指値注文のレートとの乖離が当社の定める基準より大きくなった場合、キャンセルされることがあります。

※当社が提供するチャートにおける価格は参考価格であり、実際の注文（取引）の際の価格とは異なります。

12. 取引ルール

(1) 証拠金ルール

本取引を開始するためには、レバレッジ口座（本レバレッジ規約第2条に定義します。）に金銭を証拠金として預託していただく必要がございます（レバレッジ口座に預託された金銭は証拠金とみなされ、かかる金銭を、以下「預託証拠金」といいます。また、預託証拠金にお客様の保有する建玉の評価損益を加えたものを、以下「実預託額」といいます。）。なお、お客様が暗号資産交換業に係る取引等に係るユーザー口座（Coincheck利用規約第2条第1項第7号に定める「ユーザー口座」をいい、以下「現物口座」といいます。）に預託している金銭及び暗号資産は預託証拠金に算入されません。

「お客様の保有する建玉の評価損益」は、暗号資産毎に次の計算式に従って算出されるものを合計することにより計算します。

ある暗号資産に係るお客様のポジション × (当該暗号資産の現在価格 - お客様の当該ポジションを構成する建玉の平均約定価格)

※ 暗号資産の「現在価格」は、当該計算を行う時点における、お客様が保有する建玉が売り建玉の場合にはオファー価格（取引価格のうち、お客様が買い注文を行うことができるものをいいます。以下同様です。）、買い建玉の場合にはビッド価格（取引価格のうち、お客様が売り注文を行うことができるものをいいます。以下同様です。）を指します。

※ 「ポジション」とは、お客様が保有する建玉に係る暗号資産の数量を表すものとし、売り建玉を保有している場合、負の値を取り、買い建玉を保有している場合、正の値を取ります。

(2) レバレッジ倍率

個人のお客様のレバレッジ倍率（以下に定義します。）は2倍とします。

なお、当社がレバレッジ倍率を将来的に変更する場合は、関係法令及び一般社団法人日本暗号資産

等取引業協会の定める規則に準拠してこれを行うものとします。

「レバレッジ倍率」とは、必要証拠金率に基づいて、お客様が取引可能な金額が実預託額の何倍になるかを示す倍率をいい、1を必要証拠金率で割ることにより算定されます（以下同じです。）。

「必要証拠金率」とは、個人のお客様の場合は50%を意味します（以下同じです。）。

(3)新規注文

お客様は、新規注文を行う際に、以下となる場合でなければ、当該注文を行うことができません。

（実預託額）×0.95　≧（既存の建玉に係る維持必要預託額）＋（当該注文に係る約定時必要預託額）

※「維持必要預託額」とは、お客様が保有する建玉に係る価格（ビット価格とオファー価格の中値を指します。）に必要証拠金率を乗じて計算される額をいいます。以下同様です。

※「約定時必要預託額」とは、お客様が新規に発注する取引の額（買い注文の場合はオファー価格を指し、売り注文の場合はビット価格を指します。）に必要証拠金率を乗じて計算される額をいいます。以下同様です。

(4)実預託額の管理

お客様が建玉を保有する場合には、実預託額を、維持必要預託額以上となるよう維持していただく必要があります。

(5)追加証拠金制度、強制決済

当社は、毎営業日（土日祝日を含みます。以下同じです。）において、リアルタイムで、お客様の証拠金維持率の確認を行います。

証拠金維持率とは、次の方法により計算されるものをいいます。

証拠金維持率＝実預託額÷維持必要預託額

各営業日の16時において証拠金維持率が100%を下回った場合（以下、この状態を「追証必要状態」といいます。）、お客様は、その直後に到来する追証判定基準時まで（以下「追証解消期限」といいます。）に、追証必要状態を、以下のいずれかの方法により解消していただく必要があります。「追証判定基準時」とは、毎営業日の15時を意味します。

当社は、追証必要状態が生じた場合、お客様に通知することなく、お客様のレバレッジ口座において受付済みの注文を取り消します。

①証拠金維持率が100%に達するために必要となる金銭をレバレッジ口座へ入金する方法

②建玉をお客様にて決済し証拠金維持率を100%以上にする方法

※一時的な価格変動により証拠金維持率が100%を上回った場合では、追証必要状態の解消とはなりませんのでご注意ください。

追証解消期限までに追証必要状態の解消が確認できなかった場合、お客様の保有する全ての建玉を当社にて強制的に決済（以下「強制決済」といいます。）します。

なお、追証必要状態が解消されるまでの間、お客様は新規注文を行うこと、及びレバレッジ口座から現物口座へ金銭の振替を行うことはできないものとします。

当社は、お客様に以下のいずれかの事態が生じた場合は、当社所定の方法により、速やかにお客様にその旨を通知するものとします。

①追証必要状態が生じた場合（証拠金維持率が100%を下回った場合）

②追証必要状態が追証解消期限までに解消された場合

③追証必要状態が追証解消期限までに解消されず、強制決済が実行された場合

(6) ロスカット基準

当社は、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、お客様の証拠金維持率が75%（以下「ロスカット基準」といいます。）を下回った場合、お客様に通知することなく、お客様の全ての注文（決済注文も含みます。）を取り消すとともに、お客様が保有する全ての建玉を決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行い、全ての建玉を強制的に決済いたします。かかる強制的な決済を「ロスカット取引」といいます。

当社は、お客様の証拠金維持率をリアルタイムで監視しておりますが、ロスカット取引の実行には、ある程度の時間を要するため、お客様の証拠金維持率がロスカット基準を下回ったとしても、必ずしも直ちにロスカット取引が実行されるわけではありません。したがって、相場が急激に変動した場合には、ロスカット基準よりも低い証拠金維持率でロスカット取引が実行され、証拠金の額を超過する損失が生じることがあります。証拠金の額を超過する損失が生じた場合には、お客様には、当社が指定する方法により、その超過額をお支払いただきます。

なお、ロスカット取引が実行された場合は、当社は、当社所定の方法により、速やかにお客様にその旨を通知するものとします。

(7) 金銭の入金・出金

①金銭の入金

お客様は、現物口座からの振替の方法によってのみ、レバレッジ口座に入金することができま

す。なお、現物口座への入金方法の詳細は、「Coincheck　暗号資産取引説明書」をご確認ください。

②金銭の出金

お客様は、出金可能額（以下に定義します。）の範囲内で、レバレッジ口座における金銭の全部または一部の払戻しを受けることができます。

・出金可能額＝（実預託額－拘束証拠金）×95%（但し、拘束証拠金がゼロの場合、出金可能額は預託証拠金の額と同額とします。）
・拘束証拠金＝維持必要預託額＋約定時必要預託額

ただし、当該金銭の払戻しは、レバレッジ口座から現物口座へ振り替えた後にのみ行うことができます。なお、現物口座からの金銭の払戻方法の詳細は、「Coincheck　暗号資産取引説明書」をご確認ください。レバレッジ口座内の金銭は、証拠金維持率に関係いたしますので、証拠金維持率にご注意の上、現物口座へ振り替えていただきますようお願いいたします。

③実預託額が負の値をとる場合における金銭の出金及び暗号資産の送信の制限

お客様の実預託額が負の値をとる場合は、お客様の現物口座から金銭及び暗号資産を外部へ送金・送信することはできません。

13. ハードフォークへの対応

ハードフォークにより、当社が本取引において取り扱う暗号資産が2つに分岐し、互換性がなくなるおそれがあります。その場合、当社の判断で分岐前の暗号資産に係る本取引を一時停止することがあります。その場合、当社のウェブサイトへの掲載、電子メールの送信その他の当社が適切と認める方法により、お客様に対して事前告知を行います。なお、当該一時停止期間中に暗号資産の価格変動が生じたことによりお客様に損失が発生した場合であっても、当該損失について当社は一切の責任を負いません。また、当社が本取引において取り扱う暗号資産に関し、ハードフォークによる新たな暗号資産が発生した場合でも、お客様の保有する建玉の権利調整は実施いたしません。その他、当社のハードフォーク及びハードフォークにより新たに作られる暗号資産への対応指針並びにお客さまへの告知方法については、当社ウェブサイトの「計画されたハードフォーク及び新コインへの当社対応指針」をご確認ください。

14. 手数料（消費税含む。）

本取引における手数料は、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

※なお、お客様が建玉を各営業日の午前0時までに決済しない場合、当該建玉は毎営業日自動的に翌

営業日へ繰越処理（ロールオーバーといいます。）されます。当社は当該ロールオーバーに係る手数料（レバレッジ手数料といいます。）をお客様から受領しますが、その詳細についても、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

Coincheckレバレッジの手数料・数量制限

15. レバレッジ口座の解約

お客様がレバレッジ口座を解約する場合は、取引画面内の「設定」から退会申請を行ってください。

お客様がレバレッジ口座を解約する場合、現物口座も同時に解約されます。

また、お客様が現物口座を解約する場合、レバレッジ口座も同時に解約されます。

なお、お客様が日本国外に居住することとなったこと又は居住していると当社が判断したことをもってレバレッジ口座が解約される場合、これらの事実のみを理由として、お客様の現物口座は解約されることはありません。

16. 公租公課

個人のお客様による本取引に係る利益は、雑所得として総合課税の対象となります。

※詳細につきましては、税務署または税理士等にご確認ください。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）に関するインボイス（適格請求書）の取得等につきましては以下をご確認ください。

・事業者の登録についてはこちら

・「インボイス」の取得方法についてはこちら

17. 本取引におけるリスク

本取引には様々なリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、本取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客様のご判断と責任において取引を行ってください。

（1） 取引価格変動リスク

本取引は、暗号資産の価格を指標として参照する取引であり、当社が提示する取引価格の変動により損失が生じることがあります。本取引の価格は、暗号資産等の需給バランスの変動から影響を受けて上下します。その結果、お客様の保有する建玉を反対取引できる取引価格が、当該建玉を形成した際の取引価格よりもお客様にとって不利な方向（お客様が買い建玉を保有している場合には取引価格の下落、お客様が売り建玉を保有している場合には取引価格の上昇）に変動した場合、お客様は損失を被ります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預け入れる証拠金の額と比して大きいため、かかる取引価格の変動により、その損失の額が預託

証拠金の額を上回り、お客様にとっての元本を超過する損失を被ることがあります。

（2） 取引価格及び指標となる暗号資産価格の変動リスクの共通点

暗号資産は法定通貨ではなく、法定通貨に基礎づけられたものでもありません。暗号資産の価値は日々刻々と変動しています。本取引の参照指標となっている暗号資産の価値は、物価、通貨、証券市場等のほかの市場の動向、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、規制強化、他の類似の暗号資産の普及、取り扱う暗号資産交換所の減少、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受ける可能性があります。そのため、お客様が暗号資産関連店頭デリバティブ取引において保有する建玉の価値が急激に変動、下落する可能性があります。また、指標となる暗号資産の価値がゼロとなる可能性があることも重ねてご認識ください。

(3) 取引価格の提示

当社は、カバー取引先から配信されるレートを参考に当社が生成した取引価格を、お客様に提示しています。そのため、当社がお客様に提示する取引価格は、カバー取引先や同業他社が提示している取引価格と必ずしも一致するものではありません。

（4）営業時間リスク

当社の営業時間外（メンテナンス時間中を含みます。）において暗号資産価格が大きく変動する場合があります。営業時間外において暗号資産関連店頭デリバティブ取引ができない場合でも当社は一切の責任を負いません。

（5）流動性リスク

市場動向や取引量等の状況（取り扱う暗号資産交換所の減少等）により、取引が不可能若しくは困難となる、または著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

（6）暗号資産の分岐に伴う本取引の中止等のリスク

ハードフォークにより、当社が本取引において取り扱う暗号資産が2つに分岐し、互換性がなくなるおそれがあります。その場合、当社の判断で分岐前の暗号資産に係る本取引を一時停止することがあります。その場合、当社のウェブサイトへの掲載、電子メールの送信その他の当社が適切と認める方法により、お客様に対して事前告知を行います。なお、当該一時停止期間中に暗号資産の価格変動が生じたことによりお客様に損失が発生した場合であっても、当該損失について当社は一切の責任を負いません。また、当社が本取引において取り扱う暗号資産に関し、ハードフォークによる新たな暗号資産が発生した場合でも、お客様の保有する建玉の権利調整は実施いたしません。

（7）料金等の変更によるリスク

当社は、将来、本取引に係るルール等を変更する可能性があります。とりわけ、料金（手数料率を含みます。）等を、状況により変更する場合があります。

（8）システムリスク

お客様が行う取引は、電子取引システムを利用する取引です。お客様が注文の入力を誤った場

合、意図した注文が約定しない、または意図しない注文が約定する可能性があります。

当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害、災害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文指示の当社システムへの遅延・未着により注文が無効となる可能性があります。また、電子取引システム障害時にはお客様の取引執行を中止することがあります。

市場が急激に変動した場合などには、価格情報が遅れ気味となり電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。

電子取引システムでは、電子認証に用いられるログインID・パスワードなどの情報が、窃盗・盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。

外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、お客様の取引に支障が生じるリスクがあります。システム障害とは、当社のサービスを提供するためのシステムに明らかな不具合（回線の障害やお客様のパソコン等の不具合は含まれません。）が発生していると当社が判断した場合をいうものとします。

システムの緊急メンテナンス・システム障害などによる機会損失（例：お客様の注文の受付ができず、お客様が注文する機会を逸したことにより、本来であれば得られたであろう利益を逸した等。）につきましては、お客様が発注しようとしたご注文の内容（原注文）を当社において特定ができないため、過誤訂正処理を行うことができませんのであらかじめご了承ください。当社のシステムが算出している本取引の取引価格が異常値となる可能性があります。システムの異常等いかなる事由であれ、取引価格が、市場実勢相場と大幅に乖離している等、誤り若しくは異常値である、または不公正な価格形成に基づくものと当社が合理的に判断する場合には、当該取引価格を無効とし、当社の判断で当該取引価格に基づいたお客様の約定を取り消しさせていただくことがございますのであらかじめご了承ください。

（9）破綻リスク

外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、当社にシステムその他の必要なサービスを提供する委託先、カバー取引先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。

当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様の資産についての対応を含め、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法等の適用ある法令に基づき手続きが行われます。

当社は、お客様から金銭の預託を受けることがありますが、お客様からお預かりした資産については、自己の資産とは分別して管理しております。しかし、当社が破綻した際には、お客様の資産を返還することができなくなり、お客様に損失が生じる可能性があります。

（10）法令・税制変更リスク

将来的に、法令、税制または政策の変更等により、本取引が禁止、制限または課税の強化等が

なされ、暗号資産の取引が制限され、または現状より不利な取扱いとなる可能性があります。この場合、お客様に予期しない損失が生じる可能性があります。

なお、詳しくは、お客様ご自身で税務署または税理士・弁護士等の専門家にお問い合わせください。

（11）他者による攻撃等リスク

暗号資産は、サイバー攻撃等により、全部または一部が消失する可能性があります。

当社では、取り扱っている全ての暗号資産について、コールドウォレットを構築した上で、当該ウォレットで管理しておりますが、万一当社拠点が第三者により不正侵入等を受けた場合等には、当社が管理している暗号資産の全部または一部が消失する可能性があります。また、サイバー攻撃等によりサービスの一部または全部が停止する可能性があります。

（12）当社の管理しえない事情により損害が生じるリスク

災害、公衆回線の通信障害その他当社の管理しえない事情により、お客様に損失が生じる可能性がありますが、当社はその責任を負いません。

（13）レバレッジによるリスク

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により差し入れた証拠金を超える金額（個人の場合、証拠金の2倍）の取引が可能となっています。このため、少額の証拠金でも価格の変動により大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

（14）ロスカットリスク

当社は、取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的でロスカット取引に係るルールをシステム上設定しておりますが、市場価格の急激な変動等が生じた場合は、預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、ロスカット取引は、約定を優先させる取引であるため、お客様にとって不利な価格で約定することがあります。また、スプレッドが広がっている場合、新規注文が約定した直後に証拠金維持率が当社所定のロスカット基準を下回り、ロスカット取引が発動することがあるので十分ご注意ください。

以上は、本取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

18．利用者財産の安全管理

帳簿上のお客様の金銭残高と顧客区分管理信託（金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の2第1項に規定する顧客区分管理信託を意味します。）に係る信託財産の元本の残高を毎営業日照合します。照合した結果、信託財産の元本の残高が帳簿上のお客様の金銭残高を下回っていることを確認した場合、不足額が生じた日の翌日から起算して2銀行営業日以内に、その不足額に相当する金銭が追加

信託されていることを確認します。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する禁止行為

金融商品取引業者（当社）は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした暗号資産関連店頭デリバティブ取引（本取引を含みます。）、またはお客様のために暗号資産関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下「暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されています。

（１）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約（お客様を相手方とし、またはお客様のために暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為

（２）お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為

（３）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問しまたは電話をかけて、暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前１年間に、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る２以上の金融商品取引契約のあった者及び勧誘の日に暗号資産関連店頭デリバティブ取引の建玉を有する者に限ります。）に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）

（４）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

（５）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客様が当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

（６）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為

（７）暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

（８）暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部若しく

は一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

（9）暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為

（10）本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

（11）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

（12）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）

（13）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為

（14）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約に基づく暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為

（15）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

（16）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為

（17）あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為

（18）個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為

（19）暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、暗号資産の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらにしたがって、取引を執行することを内容とする契

約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

（20）暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

（21）暗号資産関連店頭デリバティブ取引につき、お客様の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

（22）暗号資産関連店頭デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

（23）お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること

（24）お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）

（25）お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

（26）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、またはその行う金融商品取引業等に関して広告等をするに際し、お客様に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます。）第78条第５号から第７号までまたは第13号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

（27）お客様に対し、内閣府令第76条第３号イ及び口に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあっては、当該事項の文字または数字を当該事項以外の事項の文字または数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しないことを含む。）暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為

（28）お客様が金融商品取引法第185条の22第１項、第185条の23第１項または第185条の24第１項若しくは第２項の規定に違反するデリバティブ取引（これらの規定に違反する行為に関連して行われるものを含む。）を行うおそれがあることを知りながら、これらの取引またはその受託等をする行為

（29）暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、または取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引またはその申込み若しくは委託等をする行為

（30）暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、または取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引の受託等をする行為

（31）自己または第三者の利益を図ることを目的として、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等または当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であってお客様の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全てのお客様が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に対して伝達し、または利用する行為（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に必要なものを除く。）

金融商品取引業者である当社の概要

1　商号：コインチェック株式会社

2　住所：東京都渋谷区桜丘町１番４号

3　設立年月日：2012年８月28日

4　資本金：385百万円

5　代表者氏名：代表取締役　蓮尾 聡

6　業務の種類：金融商品取引業（登録番号：関東財務局長（金商）第3540号）

7　加入協会：一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

8　開示事項：財務諸表及び暗号資産関連店頭デリバティブ業に関する開示事項を以下のサイトにて開示しております。

https://corporate.coincheck.com/disclosure

苦情受付・苦情処理・紛争解決・金融ADR制度について

1．苦情受付窓口

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受付けております。

開発・AI本部 カスタマーエクスペリエンス部

東京都渋谷区桜丘町１番４号

お問い合わせフォーム：https://coincheck.com/ja/info/help_contact

TEL：03-4405-384

受付時間：　お問い合わせフォームにつきましては、24時間365日受付を行いますが、お問い合わせ内容に対する回答は順次対応させていただきます。

お電話につきましては、月曜日から金曜日　9:00から18:00（国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月31日から1月3日まで）を除く）の対応となります。

※口座開設や入出金、取引に関するお問合せは、お問い合わせフォームよりお問合せください。

2．当社の暗号資産関連店頭デリバティブに係る業務（以下「本業務」といいます。）に関する苦情またはご相談に対しては、当社所定の規程に基づき、以下のとおり、誠実に対処いたします。

（１）苦情等の申し出は、お客様ご本人のほか、お客様の相続人またはその代理人も行うことができます。

（２）お客様は、当社の苦情受付窓口において、当社の本業務に関する苦情等を申し立てることができます。お客様からの苦情等が当社の本業務に関するものかどうか明らかでない場合にも、誠実に対応いたします。

（３）当社開発・AI本部　カスタマーエクスペリエンス部は、お客様からの苦情等の内容に応じ、社長執行役員にも当該苦情等を報告し、適切に対処いたします。

（４）当社社長執行役員は、必要に応じて、法務・コンプライアンス本部　法務・コンプライアンス部に調査及び分析を指示し、再発防止策を講じます。

（５）当社、法務・コンプライアンス本部　法務・コンプライアンス部は、定期的に、お客様からの苦情等への対応状況を検証いたします。

（６）当社開発・AI本部　カスタマーエクスペリエンス部は、必要に応じて、お客様に対し、紛争解決支援機関のご紹介もいたします。

3．当社の暗号資産関連店頭デリバティブに関する苦情の処理及び紛争の解決については、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を利用することができます。

＜苦情相談先、あっせん・仲裁申立先＞

東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号 第二証券会館

TEL：0120-64-5005

対応時間：月曜日～金曜日　９時00分～17時00分　（祝日（振替休日を含む。）及び年末年始（12月31日～１月３日）を除く）

以上

2026年11月4日

本取引に関して用いられる用語

維持必要預託額

「12.取引ルール (3) 新規注文」において定義する意味を有する。

追証解消期限

「12.取引ルール (5) 追加証拠金制度、強制決済」において定義する意味を有する。

追証必要状態

「12.取引ルール (5) 追加証拠金制度、強制決済」において定義する意味を有する。

追証判定基準時

「12.取引ルール (5) 追加証拠金制度、強制決済」において定義する意味を有する。

オファー価格

「12.取引ルール (1) 証拠金ルール」において定義する意味を有する。

カバー取引

当社がお客様を相手方として行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う暗号資産関連デリバティブ取引のこと。

基準価格

「11.注文の種類」において定義する意味を有する。

強制決済

「12.取引ルール (5) 追加証拠金制度、強制決済」において定義する意味を有する。

許容スリッページ幅

「11.注文の種類」において定義する意味を有する。

拘束証拠金

「12.取引ルール (7) 金銭の入金・出金」において定義する意味を有する。

逆指値注文

「11.注文の種類」において定義する意味を有する。

決済注文

本取引における建玉を清算する（建玉を減じる）ために行う取引で、建玉を指定して行う反対売買取引のこと。

現物口座

「12.取引ルール (1) 証拠金ルール」において定義する意味を有する。

差金決済

本取引の結果生じた差損益金（＝差金）を受払いすることで清算する決済方法のこと。

指値注文

「11.注文の種類」において定義する意味を有する。

指標先渡取引

デリバティブ取引のうちの店頭デリバティブ取引の一種で、暗号資産を含む金融商品の価格や金利等及びそれらに基づき算出された指数等を意味する「金融指標」を参照する差金決済取引であり、またそれに類似する取引を含む。当該取引を成立させる際には、参照対象となる「金融指標」について合意された数値である「約定数値」と、取引成立時点から見て将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値である「現実数値」との差に基づいて算定された金銭を授受する差金決済を行うことを取引当事者間で約束する。

出金可能額

「12.取引ルール (7) 金銭の入金・出金」において定義する意味を有する。

証拠金

本取引の履行を確保するために差し入れる金銭のこと。

証拠金維持率

「12.取引ルール (5) 追加証拠金制度、強制決済」において定義する意味を有する。

実預託額

「12.取引ルール (1) 証拠金ルール」において定義する意味を有する。

新規注文

新たに建玉を保有することとなる注文のこと。

スピード注文

「11.注文の種類」において定義する意味を有する。

スプレッド

「8.取引価格」において定義する意味を有する。

スリッページ

「8.取引価格」において定義する意味を有する。

建玉

本取引において未決済のまま残っている契約のこと。なお、買付取引に係る建玉を「買い建玉」と、売付取引に係る建玉を「売り建玉」という。

取引価格

「8.取引価格」において定義する意味を有する。

成行注文

「11.注文の種類」において定義する意味を有する。

ハードフォーク

ブロックチェーンのプロトコルにおいて、後方互換性及び前方互換性のないアップデートが行われた結果、当該ブロックチェーンについて不可逆的な分岐が生じること。

必要証拠金率

「12.取引ルール (2) レバレッジ倍率」において定義する意味を有する。

ビッド価格

「12.取引ルール (1) 証拠金ルール」において定義する意味を有する。

ポジション

「12.取引ルール (1) 証拠金ルール」において定義する意味を有する。

レバレッジ倍率

「12.取引ルール (2) レバレッジ倍率」において定義する意味を有する。

ロスカット取引

「12.取引ルール (6) ロスカット基準」において定義する意味を有する。

ロスカット基準

「12.取引ルール (6) ロスカット基準」において定義する意味を有する。

約定時必要預託額

「12.取引ルール (3) 新規注文」において定義する意味を有する。

預託証拠金

「12.取引ルール (1) 証拠金ルール」において定義する意味を有する。

レバレッジ口座

「12.取引ルール (1) 証拠金ルール」において定義する意味を有する。

<table>
<tr><td></td><td>①本レバレッジ規約第6条第1項第4号に基づき停止する場合</td><td>②本レバレッジ規約第6条第1項第5号に基づき停止する場合</td><td>③システムメンテナンスその他本レバレッジ規約第8条第1項に掲げる事由に基づき停止する場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指値注文・
逆指値注文</td><td>【停止後の処理】
(1)停止後、新しい注文は全て受け付けない。
(2)顧客による既存注文（停止前に顧客が発注済みの注文で未約定のものをいう。本表において同じ。）の取消しは可能。
(3)停止後、既存注文に係る指値条件・逆指値条件が成就した場合、当該既存注文は失効する。
(4)停止後、既存注文は、上記(2)又は(3)により取消又は失効する場合を除き、有効に存続する。</td><td>【停止後の処理】
(1)停止後、新しい注文は全て受け付けない。
(2)顧客による既存注文の取消しは可能。
(3)停止後、既存注文に係る指値条件・逆指値条件が成就した場合、建玉を減らす既存注文は約定するが、建玉を増やす既存注文は失効する。また、この場合において、現在の建玉に対して、既存注文の数量が大きい場合、建玉を減らす注文のみ部分約定し、残りの注文は失効する。
(4)停止後、既存注文は、上記(2)又は(3)により取消又は失効する場合を除き、有効に存続する 。</td><td>【停止後の処理】
(1)停止後、新しい注文は全て受け付けない。
(2)顧客による既存注文の取消しはできない。
(3)停止後、既存注文は有効に存続する。

※なお、本③の場合、停止後はレートが更新されないので、既存注文に係る指値条件・逆指値条件が成就することはない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【再開後の処理】
・有効に存続する既存注文のうち指値注文は、再開後のレートで判定し、当該既存注文に係る指値条件が成就した時点で、約定処理が行われる。但し、再開後のレートが顧客にとって有利な場合、当該レートにて約定処理が行われる。
・有効に存続する既存注文のうち逆指値注文は、再開後のレートで判定し、当該既存注文に係る逆指値条件が成就した時点で、成行で約定処理が行われる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スピード注文・
成行注文</td><td>【停止後の処理】
(1)停止後、新しい注文は全て受け付けない。
(2)既存注文が約定処理される前に停止した場合、当該既存注文は失効する。</td><td>【停止後の処理】
(1)停止後、新しい注文は全て受け付けない。
(2)既存注文が約定処理される前に停止した場合、建玉を減らすこととなる既存注文は約定するが、建玉を増やすこととなる既存注文は失効する。現在の建玉に対して、既存注文の数量が大きい場合、建玉を減らす注文のみ部分約定し、残りの注文は失効する。</td><td>【停止後の処理】
(1)停止後、新しい注文は全て受け付けない。
(2)既存注文が約定処理される前に停止した場合、当該既存注文は失効する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【再開後の処理】
・存続する既存注文は存在しない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロスカット取引</td><td>【停止後の処理】
(1)停止後、ロスカット取引は実行されない。
(2)停止前にロスカット基準を下回り、ロスカット取引を実行中の場合、当該ロスカット取引は実行される。</td><td>【停止後の処理】
・停止後も、通常通りロスカット取引が実行される。</td><td>【停止後の処理】
(1)停止後、ロスカット取引は実行されない。
(2)停止前にロスカット基準を下回り、ロスカット取引を実行中の場合、当該ロスカット取引は実行される。</td></tr>
<tr><td>【再開後の処理】
・再開後のレートで判定し、ロスカット</td><td>適用なし</td><td>【再開後の処理】
・再開後のレートで判定し、ロスカット</td></tr>
</table>

	基準を下回った時点で、ロスカット取引が実行される。		基準を下回った時点で、ロスカット取引が実行される。
強制決済	【停止後の処理】 (1)停止後、強制決済は実行されない。 (2)停止前に強制決済の要件に該当し、強制決済を実行中の場合、当該強制執行は実行される。	【停止後の処理】 ・停止後も、通常通り強制決済が実行される。	【停止後の処理】 (1)停止後、強制決済は実行されない。 (2)停止前に強制決済の要件に該当し、強制決済を実行中の場合、当該強制執行は実行される。
	【再開後の処理】 (1)強制決済の実施（毎営業日15時） 停止期間中に強制決済の時刻（毎営業日15時）が到来していた場合、再開後、強制決済の要件に該当する顧客について速やかに強制決済を行う。 (2)追証必要状態の判定（毎営業日16時） 停止期間中に追証必要状態の判定の時刻（毎営業日16時）が到来していた場合、再開後、全ての顧客について速やかに当該判定を行う。 ※停止期間中に強制決済の時刻（毎営業日15時）及び追証必要状態の判定の時刻（毎営業日16時）がいずれも到来していた場合は、上記(1)の「強制決済の実施」を先行して行い、当該強制決済の完了後に上記(2)「の追証必要状態の判定」を行う。	適用なし	【再開後の処理】 (1)再開時刻が10時以降、かつ15時より前の場合（10時<=再開時刻<15時） ①再開後の時点で既に追証必要状態の判定を受けている顧客 ・再開日の翌営業日の15時において強制決済の要件に該当する場合、強制決済を実行する。 ②再開後の時点でまだ追証必要状態の判定を受けていない顧客 ・再開の直後に到来する16時において追証必要状態の判定を行う。 ・当該判定において追証必要状態となった顧客が、当該判定日の翌営業日の15時において強制決済の要件に該当する場合、強制決済を実行する。 (2)再開時刻が10時より前、又は15時以降の場合（再開時刻<10時、又は15時<=再開時刻） ①再開後の時点で既に追証必要状態の判定を受けている顧客 ・再開の直後に到来する15時において強制決済の要件に該当する場合、強制決済を実行する。 ②再開後の時点でまだ追証必要状態の判定を受けていない顧客 ・再開の直後に到来する16時に追証必要状態の判定を行う。 ・当該判定により追証必要状態となった顧客が、当該判定日の翌営業日の15時において強制決済の要件に該当する場合、強制決済を実行する。